

各 部 (局) 長 様

総 務 部 長

令 和 6 年 度 予 算 編 成 方 針

内閣府の月例経済報告(9月)によると「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れによる我が国の景気の下押しリスクや、物価上昇による家計や企業への影響等に十分注意する必要がある。」とされている。

日田市における経済状況は、市内企業景気動向調査の結果(令和5年4月~6月)を見ると、全業種合計の業況DIは前期比で1.5ポイント減少し、物価高騰等により今後の見通しにおいても厳しい予測となっている。

このような中、本市の令和4年度の財政状況については、経常収支比率が93.6%と、前年度と比較して5.1ポイント悪化した。主な要因は、普通地方交付税が前年度より約4億6千万円の減となる等、歳入が減少する中、燃料費、電気料を始めとした物件費、補助費等の経常的支出が増加したことによるものである。

また、今後の見通しにおいても、令和6年度の財政推計(令和4年度作成)において約6億円の収支不足が見込まれる中、歳出面では人口減少や少子化対策、新清掃センターの建設等、各種の課題に対応していく必要があり、財政状況が更に厳しくなる事が予想される。

これらを踏まえ、当初予算編成に当たっては、歳入の確保に努めることはもとより、既存事業の廃止や縮小を含めた見直しを一層徹底するとともに、必要となる予算については的確に見積り、精査の上、要求段階から不用額の抑制に努め、厳しい財政状況においても歳入歳出の収支の均衡を図り、安定的な財政運営に取り組む必要がある。

このため、徹底した経費の精査を行う一方、「第6次日田市総合計画の第3期基本計画」に盛り込まれる施策や、災害からの復旧・復興のための事業等については、優先的に予算を配分する予定である。

また、国は「経済財政運営と改革の基本方針2023」の中で、コロナ禍を脱し、歳出構造を平時に戻しつつも、物価や経済の動向を踏まえ今後も機動的に対応するとしており、「こども・子育て支援加速化プラン」にかかる施策をはじめ、その動向を注視しながら、的確に対応されたい。

以上を踏まえ、予算要求に当たっては、次の事項に留意するよう通知する。

I 全般的事項

1 歳入の見積りに当たっては、国・県の予算編成や過去の実績などに十分留意し、適正な計上を図ること。また、新規事業のみならず既存事業についても、国・県の補助制度や他団体の助成制度を積極的に活用し、財源確保に努めること。

歳出については、厳しい財政状況を鑑み、事務事業の効率性、有効性、緊急性の十分な検討・見直しを行うとともに、予算要求における積算精度の向上に努めること。また、事業実施の必要性の乏しいものについては、廃止や縮小をすること。

令和4年度決算における「不用額リスト」(当初予算・減額補正額・不用額がわかるリスト)を参考に、多額の減額補正や不用額を生じることがないように要求額を精査すること。

2 「第6次日田市総合計画第3期基本計画」、「日田市公共施設等総合管理計画」等の各種計画に盛り込まれる施策の実現に向けた要求を行うこと。

3 災害からの「速やかな復旧・復興」への対応については、適切な要求を行うこと。

4 物価高騰等の影響を受ける経費については、消費者物価指数等の動向に注視するなど情報収集に努め、令和4年度及び令和5年度の予算執行状況を分析した上で要求すること。

5 部局を横断する事業の予算要求については、十分な連携を行い、重複することや統一性を欠くことのないよう努めること。

II 歳入に関する事項

1 市税

市税収入は、本市財政の根幹をなすものであり、その積算に当たっては、税制改正の動きや物価高騰の影響による経済動向等に留意の上、課税客体の的確な把握や徴収率の向上に努め、年間の徴収見込額を的確に算定し計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、地方交付税算定方法の見直しや市税収入の動向に留意し、年間見込額を計上すること。

3 国・県支出金

国・県の予算編成過程において、補助金の廃止・縮減・新設に関する徹底した情報収集を行い、積極的な財源確保に努めること。また、補助対象、補助率・負担率、補助単価などの把握に努め、歳出に対応した額を計上すること。

4 分担金・負担金

法令や条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料・手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

6 財産収入

未利用財産については、将来の使用目的等について十分検討し、処分可能なものについては、時価に沿った適正な価格で積極的に処分を行うこと。また、貸付可能なものは、適正な対価で貸し付けるなど、収入の確保に努めること。

7 市債

市債については、地方財政計画・地方債計画等を参考に、地方交付税措置等財政支援が講じられるものを極力選択し、市債残高の増嵩など後年度の財政負担に留意し、財政課と協議の上、所要額を計上すること。

8 その他

過去の実績などの客観的な資料に基づき、的確な見込額を計上するとともに、あらゆる収入の可能性を検討し、財源確保に努めること。

特に、ふるさと納税制度については、積極的にPRすること。

なお、基金繰入金の充当については、財政課と協議の上、計上すること。

Ⅲ 歳出に関する事項

1 予算の要求枠

予算要求は、部局別に、次に示す基準により要求すること。

(1) 義務的経費【シーリング設定なし】

義務的経費の主なものは、人件費(単独分)、扶助費、公債費である。

扶助費については、対象者数や制度改正など、積算根拠等を精査の上、過大な予算要求にならないように注意すること。

また、特別会計等への繰出金については、「VI」の特別会計等に関する事項に留意すること。

(2) 経常的経費【シーリング設定あり】

経常的経費の主なものは、物件費及び維持補修費等の通常事務の遂行に必要な管理予算的経費である。

要求にあたっては事業の必要性の検証を必ず実施し、必要性の低いものは廃止を含め節減に最大限努めること。なお、新たな経費の要求は可能であるが、他の経費を必ず縮減し、要求枠の範囲内とすること。

また、近年の決算額を踏まえ、過大な不用額が生じないよう適切な要求を行うこと。

※ 令和5年度当初予算額(一般財源ベース)の ▲ 0%

なお、原油価格・電気料金等の高騰を踏まえ、前年度に引き続き、燃料費及び電気料については、シーリング対象外経費とする。

(3) 臨時的経費【シーリング設定あり】

令和 6 年度の実施計画として地方創生推進課に要求したもので、採択(内示)のあったものに限る。なお、実施計画の協議は事業の方向性及び大枠を決定するものであることから、予算要求に当たっては、積算根拠、財源等について精査を行い、提出すること。

なお、採択を受けた事業であっても、予算要求時までには事業内容の精査がなされていないものについては、予算措置を行わないものであること。

次の事業等は、臨時的経費の例外とする。

- ① 災害復旧事業
- ② 実施計画以外で、特別の事由によるもの
(地方創生推進課と協議した上で提出のこと)

2 個別経費の取り扱い

(1) 人件費

令和 6 年 3 月 31 日退職予定者を除き、かつ、新陳代謝分(再任用含む)及び定昇分を加味して年度間所要額を計上すること。計上に当たっては、別途指示する。

なお、会計年度任用職員についての要求は、総務課職員係と十分協議し、令和 5 年度当初予算と同じ経費区分で要求すること。

(2) 物件費

旅費や需用費の消耗品、燃料費及び光熱水費については、抑制に努めること。また、食糧費については、開催時間の調整などにより縮減に努めること。

(3) 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保に十分配慮すること。

修繕については、「公共施設等総合管理計画」に沿ったものとする。

(4) 委託料

委託料については、業務内容や委託範囲等の見直しを行い、安易に今年度と同様とすることなく、発注内容等の工夫をして経費の削減を図ること。

※令和 4 年 4 月 1 日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があるため、事前調査に係る費用の要求に留意すること。なお、要求に当たっては、事前に建築住宅課公共施設整備係と協議をすること。

(5) 工事請負費

労務単価や資材費の動向などに十分留意し、事業費の積算を行うこと。

また、建築物等の要求に当たっては、内容に応じた適正な施工数量や費用の算出(設計)が必要であるため、業者見積のみによることなく、事前に建築住宅課公共施設整備係と協議をすること。

※公共事業については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事に従事する者の労働条件など、労働環境の適正な整備への配慮として、「適正な工期の設定」

が規定されており、発注者の責務として適正に予算要求すること。

(6) 負担金、補助及び交付金

負担金、補助金及び交付金については、地方創生推進課で「補助金の適正化」に向けた取り組みを行っているところであるが、対象団体の決算状況等を参考に、事業内容、繰越金の状況を考慮し、令和 6 年度当初予算から廃止・縮小が可能なものについては、地方創生推進課と協議の上、見直しを行うこと。

(7) 貸付金

利用状況や事業効果を十分把握し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託倍率等の見直しを行うこと。

IV 債務負担行為

後年度における支出を義務付けるものであることから、設定に当たっては慎重を期すること。一方、設定が必要なものについては、確実に計上すること。

V 長期継続契約の活用

契約事務の効率化及び経費の削減等を図るため、長期継続契約を活用すること。

VI 特別会計等に関する事項

特別会計及び公営企業会計の予算要求に際しては、独立採算の基本原則に基づきながら、経常経費については、一般会計と同様に歳出抑制の観点から経費節減等事務事業の効率化と料金体系の見直し等を含めた経営改善に努めること。

特に、一般会計からの基準(ルール)外の繰出金に依存している特別会計等については、経費の精査を行い要求すること。

VII 財政マネジメント強化の取り組み

地方財政のマネジメント強化に関する取り組みとしては、国の要請に基づき、「公共施設等総合管理計画の策定」「地方公会計の整備」「公営企業会計の適用(法適化)」を 3 つの大きな柱として、取り組みを進めてきたところである。

「日田市公共施設等総合管理計画」については、「第 1 期実施計画」に基づき、必要となる予算を要求すること。

「地方公会計の整備」については、財政の「見える化」を進めるため、複式簿記の手法を取り入れた統一的な基準による財務書類を作成しており、公営企業会計や第 3 セクター等も連結対象として含まれることから、第 3 セクター等の経営状況については、今後のあり方の検討を含め十分なチェックを行うこと。

「公営企業会計の適用」については、令和 2 年度から対象となる全ての特別会計を法適化しており、一般会計繰出金等の予算については遺漏なく適正に要求するとともに、経営基盤の強化に取り組むこと。

Ⅷ 普通地方交付税に関する事項

普通地方交付税は、平成 27 年度からの 5 か年度で合併に伴う優遇措置が段階的に削減され、令和 2 年度からは、算定方法が合併後の一つの市として算定する一本算定となっており、合併算定替により満額交付されていた平成 26 年度と令和 5 年度の交付額を比較すると、約 18 億円減少している。

今後、国の地方財政計画により地方交付税総額が示されるが、引き続き、一般財源の確保が難しいと見込まれることを認識し、令和 6 年度の予算要求を行うこと。

【参考】交付額の減少

平成 26 年度 123 億 2,685 万 1 千円
(決算額)

↓

令和 5 年度 105 億 1,826 万円
(当初決定額)

約 18 億円減